

第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 議事録

日 時：平成28年5月31日（火）13:30
場 所：コラッセふくしま 4階「多目的ホール」
出席者：＜部会員 50音順、敬称略＞
安達豪希、大平哲也、加茂憲一、菅野晴隆、齋藤広幸、塩谷弘康、
津金昌一郎、寶澤篤
＜福島県立医科大学＞
高橋秀人 教授
＜福島県＞
井出孝利 保健福祉部長、小林弘幸 県民健康調査課長

本多智洋 県民健康調査課主幹兼副課長

それでは定刻でございますので、只今より第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を開催いたします。まず初めに、井出孝利保健福祉部長から御挨拶申し上げます。

井出孝利 保健福祉部長

保健福祉部長の井出でございます。第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会の開催にあたりまして御挨拶申し上げます。去る2月15日開催の県民健康調査の検討委員会第22回になりますけれども、この検討委員会におきまして、本検討部会設置が了承されたことを受けまして、本日第1回目の検討部会を開催する運びとなりました。今回、部会員となっていた先生方には御多忙のところ快くお引き受けいただき厚く御礼を申し上げます。さて、県民健康調査の開始から5年が経過しようとしておりますが、これまでに実施してきた基本調査や甲状腺検査を始めとする各調査の結果がデータベースに蓄積されております。これらのデータは現在、調査対象者への結果通知の他、市町村における保健活動の促進、更には県の委託により県立医科大学で行う調査研究等に活用されておりますが、去る3月に検討委員会で公表しました中間取りまとめにおきまして「検査結果が専門家にも広く活用されるようデータ提供のルールを定める必要がある」とされたところであります。県といたしましては、研究者等の第三者へのデータ提供を通して県民健康調査に関する幅広い研究を促進させていくことが県民の健康の維持増進を一層推進していく上で大変重要であると認識しております。一方で、個人情報であるデータの提供に不安を抱く県民がいることも事実であるため、慎重に検討をしていく必要があるとも考えております。このため、この検討部会におきまして個人情報の取り扱い、データの提供先、データを提供する際の基準等、データ提供に関するルールの基本的な考え方について部会員の皆様から専門的な知見に基づく幅広い助言をいただきたいと考えております。部会員の

皆様には特段のご助力を賜りますようお願い申し上げ、会議の冒頭の挨拶とさせていただきます。

本多智洋 県民健康調査課主幹兼副課長

次に、事務局から部会員を御紹介申し上げます。

小林弘幸 県民健康調査課長

それではお配りしています部会員名簿に従いまして、順送り紹介させていただきます。まず始めに福島県保健福祉部次長（健康衛生担当）の安達部会員でございます。

安達豪希 部会員

安達でございます。どうぞよろしくお願いたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター健康調査支援部門長の大平部会員でございます。

大平哲也 部会員

大平と申します。どうぞよろしくお願いたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、北海道公立大学法人札幌医科大学医療人育成センター数学・情報科学講座准教授の加茂部会員でございます。

加茂憲一 部会員

加茂です。よろしくお願いたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、福島県弁護士会弁護士の菅野部会員でございます。

菅野晴隆 部会員

弁護士の菅野です。よろしくお願いたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、公立大学法人会津大学復興支援センター上級准教授の齋藤部会員でございます。

齋藤広幸 部会員

齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、国立大学法人福島大学人文社会学群行政政策学類（法社会学担当）教授の塩谷部会員でございます。

塩谷弘康 部会員

塩谷と申します。よろしくお願いいたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、国立研究開発法人国立がん研究センター社会と健康研究センター長の津金部会員です。

津金昌一郎 部会員

津金です。よろしくお願いいたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

次に、国立大学法人東北大学東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門教授の寶澤部会員でございます。

寶澤篤 部会員

寶澤と申します。よろしくお願いいたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

最後に、一般社団法人福島県医師会の副会長の星部会員でございますが、本日都合により欠席となっております。以上でございます。

本多智洋 県民健康調査課主幹兼副課長

本日は第1回の検討部会でございますので、議事に入る前に部会長を選出したいと思います。部会長の選出につきましては、当検討部会設置要綱第3条第4項におきまして、「部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。」となっております。部会長選出のため、一時的に仮の議長が必要となりますが、井出保健福祉部長が仮議長を務め進行させていただいてよろしいでしょうか。

(部会員承認)

本多智洋 県民健康調査課主幹兼副課長

ありがとうございます。

井出孝利 保健福祉部長

それでは時間の関係もございまして、この場にて仮議長を務めさせていただきます。本検討部会設置要綱第3条第4項により、部会長は部会員の互選となっております。御提案等いかがでしょうか。それでは、事務局の案の方があればここでお話しください。

小林弘幸 県民健康調査課長

事務局案としましては、津金部会員にお願いしたいと思っております。

井出孝利 保健福祉部長

ただいま事務局から津金部会員を部会長にという提案がございましたが、いかがでしょうか。

(部会員承認)

井出孝利 保健福祉部長

皆様の御同意を御賛同得られましたので、津金部会員に部会長をお願いいたしまして、私の仮議長の役目を終了させていただきます。それでは津金部会長、よろしく願いいたします。

津金昌一郎 部会長

ただいま部会長に選任されました津金と申します。よろしく願いいたします。大変な大役で、どのように進められるかちょっと不安だけですが、皆様方の御協力により進めたいというふうに考えております。私自身は疫学研究の専門で、データの収集とか管理とか解析を主に行っているという、そういう関係で今回部会長を拝命したと。もう一つは「県民健康調査」検討委員会の委員であるというようなこと、これらの二つから部会長に選出されたものと理解して進めていきたいというふうに考えています。ちょっと着席で挨拶させていただきます。この本部会の目的は先程ご説明ありましたように、中間取りまとめに基づいてデータの広い、広く利用される、活用されるということで、そのルールづくりというようなことで本部会が設置されたというふうに理解しています。本検討部会は県民健康調査で得られたデータを学術研究目的で提供する際のルールの骨子となる考え方を検討するために設置され、そのために関係する検討委員会だけでは足りないような専門家の有識者の方々を集めていただき、ここで構成されているというふうに理解しています。もちろん学術研究目的ではありますけれども、やはり前提はこのデータ収集の目的である「県民の健康管理に資する」ということ、これだけは絶対外せないというふうには考えています。本検討部会については様々な御意見があるので、部会員の皆様にはそれぞれ専門家の立場から積極的に御議論お願いしたいというふうに考えています。また、円滑な

議事進行に御協力いただければというふうに考えています。それではですね、副部会長を部会長が指名するというところに設置要綱第3条第6項に書いてありますので指名させていただきます。私自身は主に提供ということはあまり必ずしも十分経験がないので、現に同じような復興関係で東北メディカル・メガバンクというものがあって、そこではかなり色々な第三者へのデータ提供とかそういうのも含まれて実際に進められていると考えていますので、そこで経験をお持ちの寶澤先生にお願いできればというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

(部会員承認)

津金昌一郎 部会長

それでは寶澤先生よろしく申し上げます。それから次に、議事録の署名人の指名でございますけれども、運営要領第5条に書かれておりますが、これは部会長指名となっておりますが、今回は「あいうえお順」ということで、安達部会員と大平部会員にお願いしたいというふうに考えていますが、よろしいでしょうか。

(部会員承認)

津金昌一郎 部会長

では、よろしくお願いいいたします。それでは議事に入りたいと考えています。まず、議事の(1)説明事項について事務局から説明をお願いいいたします。

小林弘幸 県民健康調査課長

事務局を務めております県の県民健康調査課の小林と申します。よろしくお願いいいたします。まず資料1をご覧ください。1ペーパーです。検討部会の役割についてでございます。検討部会設置要綱を抜粋した形で載せておりますが、第1条(設置)の中で、当検討部会は「データの提供に係るルールを制定するにあたり、専門的な助言等を得るため設置する。」となっております。また、第2条(所掌事項)の(1)で、その「目的を達成するため、学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。」となっております。当検討部会では、検討状況によりますが、概ね4、5回開催を予定しておりまして、最終的に報告書という形で取りまとめいただき、親委員会である検討委員会に報告していただきます。下の図は2月15日、前回の検討委員会にて提出した資料の一部でございます。データの活用に係る全体的なイメージ図でございます。データの現在の活用状況と今後の予定について記載しています。活用方法として、県民への結果の還元ということで、御自身の健康管理に役立ててもらおうということと、市町村へデータを提供し、保健事業に活用していただいております。また、県立医科大学において集計資料として作成したり、県からの委託という形で調査研究を行っているところでございます。今後は第三者の研究者が行う研究に対して、県が新たに制定するルールに基づいて審査し

た上でデータの提供をしていくということでございます。

続きまして、資料2をご覧ください。当検討部会における検討項目についてでございます。県が制定するルールの骨子となる考え方を報告書という形で取りまとめていただきますが、これからこの検討部会で検討していただく項目をまとめたものでございます。大きく四つの項目に分かれていまして、一つ目がデータについて、二つ目がデータの提供先について、三つ目が審査委員会について、そして四つ目が裏面になります。審査基準について、この四つになります。まず、データにつきましてはデータ提供の対象とする研究、データ提供の根拠、個人情報の取り扱い、調査対象者の同意、そしてデータの匿名化などの総論になる部分を、また、データの提供先につきましては、まさにデータを提供する相手方の範囲、そして試行期間の設定について、また、審査委員会については、実際にデータを提供する場合の適否の判断をしていただく委員会の役割について、最後に審査基準については、この審査委員会がデータ提供の適否を判断する上で基準について検討していただくこととなります。今回、第1回の検討部会ということで、データの提供先まで進めることができると考えております。

続きまして、資料3-1をご覧ください。これは県民健康調査の概要についてでございます。資料については事前に部会員の先生方に配付していますので、説明は簡単にしたいと存じます。まず県民健康調査の目的でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに県民の健康状態を把握し、将来にわたる県民の健康の維持増進を図ることです。そのために様々な調査を行っておりますが、大きく線量評価を行う基本調査と健康状態を把握する詳細調査の二つに分かれています。詳細調査については甲状腺検査をはじめとする四つの調査に分かれています。まず、③-1ページの「1 基本調査」ですが、空間線量が最も高かった震災後4ヶ月間の外部被ばく線量を県民から回答があった行動記録を基に推計しております。(1)の回答状況等ですが、昨年12月現在の回答率が27.4%、方部別は表のとおりとなっております。これを見ますと、一番高い地域で相双地域の46.0%、一番低い地域が南会津で20.7%、かなりその回答率に開きがあることが分かると思います。(2)の推計結果ですが、1mSv未満が62.1%、5mSv未満が99.8%を占めております。次の③-2ページが方部別の推計状況を載せております。ちなみに左下ですが、放射線業務従事経験者を除く線量の最高値が25mSv、平均値が0.8mSvとなっております。

(3)の評価ですが、検討委員会が今年3月30日から発表した中間取りまとめの中で「統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではない」という評価をしているところでございます。続きまして「2 甲状腺検査」であります。これは、チェルノブイリ原発事故後の健康被害として小児甲状腺がんが報告されていることから、事故当時18歳以下の県民を対象に実施しているものでございます。(1)の検査概要ですが、平成23年10月から第1回目の検査である先行検査を実施し、平成26年4月から本格検査、また今年からその2回目を実施しております。③-3ページから③-4ページにかけてその結果を掲載しております。(2)の進捗状況でございますが、先行検査において300,476人が受診し、受診率が81.7%、甲状腺がん悪性ないし悪性疑いの方が113名発見されております。これに対する事故当時の年齢分布

は表のとおりでございます。あと③－４ページの本格検査は、昨年 12 月 31 日現在でございますが、236,595 人が受診し、受診率が 62.1%、悪性ないし悪性疑いが 51 例発見されております。

(3) の評価ですが、この中間取りまとめにおいて、①から④までの理由、「被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さい」、「被ばくからがん発見までの期間が概ね 1 年から 4 年と短い」、「事故当時 5 歳以下からの発見はない」、「地域別の発見率に大きな差がない」、この四つの点で総合的に判断して「放射線の影響とは考えにくい」というふうに評価をされているところでございます。③－５ページ以降、それ以外の調査である「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」、「妊産婦に関する調査」の概要を記載しています。また、③－６ページには、それ以外としてホールボディカウンターによる「内部被ばく検査」、「個人線量計の活用」について簡単に記載しております。説明については省略させていただきます。

次に、資料 3－2 でございます。これは県民健康調査のデータベースの概要についてでございます。まず、「データベースの目的」でございますが、調査の結果得られたデータをデータベースとして蓄積・管理し県民の健康の維持増進のために役立てていくということでございます。次に、「データベースの収集・管理状況」ですが、基本調査から個人線量計まで現時点の蓄積を分かりやすいように表にまとめております。これを見ますと、平成 26 年度までのデータについては、ほぼ蓄積されていることが分かると思います。次に、③－８ページ「県民健康調査データベースの構成」ですが、これに記載されているとおり、これまで収集した情報はリレーショナルデータベースシステム (RDB) の中で、個人コード (ID) によって、住民情報と各検査結果が紐付いて管理されています。実際に登録されている情報として、下に書いてあります (1) の対象者属性情報として識別番号、居住地住所、震災発生時住所以下記載のとおりとなっております。最後③－９ページですが、データの利用について、先程説明したように市町村での保健事業に活用していただくために分析資料を市町村に提供したり、検討委員会に提出する資料として集計資料を作成したり、また、県からの委託により調査研究を行っているところでございます。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

津金昌一郎 部会長

只今の説明に関しまして質疑応答したいと思います。どなたか質疑ありませんでしょうか。資料 1 に関しましては、検討部会の役割というようなことで、下の方に「県民健康調査データの活用の全体イメージ図」という実際蓄積されている県民健康調査データを用いて、ある一定のルールの下でデータを利用して、県民の健康維持増進に役立てるという方向で検討すると。だから、これに関してまず何かありますでしょうか。よろしいですかこれに関して。では、お願いします。

實澤篤 部会員

この全体イメージ図につきましては、今、津金部会長からもありましたとおり、基本的に今回おそらくこの活用の部分、四角枠の部分をお我々が担当することになるのだと思いますけれども、できる限り県民の健康を守るといった主旨でつくられてありますし、非常によろしい資料では

ないかなと思っております。

津金昌一郎 部会長

県立医大の中で実際に分析とかは、県の委託業務として実際のそういったことをやられていると。今回はそうではなくて、それを学術研究目的で他の第三者が利用したいと、それに関して一定のルールをつくり、提供して活用することによって最終的には更に色々な加速化されて、更に県民の健康の維持増進のために役立つデータをエビデンスというものを出示してもらおうというようなそういう主旨だというふうに考えてよろしいですかね。県立医大側では県からの委託に対して、一定のルールとかデータ管理とかに基づいて実際今現在やられているかと思うのですけれども、今のところよろしいでしょうかね、資料1に関しては。資料2に関しては、今回この部会において検討することが示されていますが、データについてということと、それからデータの提供先について、それから審査委員会について、そして審査基準についてというこの4点に分類しながらこれから議論を進めていくということになりますけれども、この構成とかあるいは内容について何か御質問とかございますでしょうか。よろしいですね。それから資料3-1に関して言えば、実際、県民健康調査の概要というものが示されていて、基本調査、甲状腺検査、それから健康診査、それからこころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査、そして内部被ばく検査、そして個人線量計の活用、この7つのデータが存在しているということだと思いますけれども。この県民健康調査の概要についてはよろしいですかね。今回特に新たに参加された部会員の方で何か説明を要することとか、もうちょっと知りたいことが何かありましたら。よろしいですか。ある程度皆様方把握されていると思いますけれども。それから資料3-2に関して言えば、実際今あるデータベースというものがどうなっているかということで、実際データベースの収集、管理状況ですね、これは実際は福島県立医大の中にあるということだと思いますけれども、資料3-2の③-8ページに示したようなリレーショナルデータベースの形で格納されているということですね。そしてデータの利用状況については、今現在は分析資料は市町村へ提供して、市町村における保健事業に活用してもらって、それから集計資料の作成公表、検討委員会等での主に集計データですね。それから県から県立医大に委託による調査研究という形でいくつか学術論文とか学会発表として県立医大の方から発表されているかとは思いますが。それから受診者への結果等の通知というものに関して、今までデータ利用はされているという現状で、これに今度は第三者提供というものが加わっていくという、県から県立医大に委託による調査研究に必ずしも含まれないのも含めてということになると思います。実際、第三者提供のルールづくりのために県立医大の側において、このデータベースというものがどのようなセキュリティポリシーとか情報管理とかどういう形で保護するような形で管理されているのかとかですね。あるいは、そのためにどのような情報管理のためのマニュアルがつけられているのかとか、それから実際医大の中で研究者がデータを得て分析するというのがあるかと思いますが、それがどういう形でデータを渡されているのか。例えば簡単に言えば、ある部屋の中のインターネットにつながっていないコンピュータだけでしか解析できないとか、ある

いは、なんだかんだセキュリティルールに基づいてデスクトップのパソコンで解析するとかです、そういうようなこともちょっと知っておくと、今後第三者提供するにあたっての議論において非常に参考になるのではないかなというふうに考えて、今日はたぶん資料ないと思いますけれども、次回以降でもその辺のことは資料を提出いただいてご説明いただけるというふうなというふうに、今回ちょっと色々検討していてそういうふうに思いましたので、よろしくお願いします。何かそれに関連して実際の県立医大のデータ管理をやって実際解析しているという意味で大平部会員が県立医大の代表ということでこの部会に出ていると思います。今、詳細な資料を用いてというのは次回以降ということで、簡単にどのようなイメージでデータ管理を実際やられていて、解析するにはどういうルールの下でやるかということを中心に御説明いただくと、また今後更に議論にも有用かと思しますのでよろしくお願いします。

大平哲也 部会員

ごく簡単にはございますが、データ分析をする場合はですね、データ分析申請というものを行いまして、どのような目的でどのような解析をするかということ、明確にした申請書を出します。それを審査委員会の方で審査をいたしまして、それを通った後にデータ管理室の方からデータをいただくわけですが、それは CD 等の媒体を使って、その際には誓約書等ですね、外部に出さないとかですね、あとは使用した後は破棄するとかいったそういった誓約書を基に使用ということで、厳重に管理した状態で分析しているということです。

津金昌一郎 部会長

医大の内部でのそういう一定のルールづくりで提供が申請されて、審査されて、解析して、発表に関してもルールがあると思いますけれども。

大平哲也 部会員

おっしゃるとおり発表の際は、更に発表のための申請というのがございまして、学会発表もしくは論文発表等に関しましても、どのような発表をするかということ、また審査委員会の方に提出しまして、審査の上、適正であると判断された場合に発表できるということになっています。

津金昌一郎 部会長

そういう医大の中でのそういうルールもあるので、そういうものも参考にしながら第三者に対してはどのようなふうにしていくべきなのかというような、そういうルールづくりをやっていって、決めていければなというふうに考えていますので、是非、次回以降御説明いただけたらと思います。

實澤篤 部会員

今の件で医大の中で、おそらくこういった中での議論になってくるのだと思うのですけれど

も、医大の中でこれまで発表しなきゃならない、発表について申請しなきゃならないというポリシーがあったときに、そういったルールを破ったときにどういった罰則を与えるとか、そういったことについて事前に決めてあったりするのかな、ないのかな。もしそういった事例があった場合、どのように対処する予定なのかという事についてちょっと教えていただくと、後の話が簡単かなと思うのですけれども。

大平哲也 部会員

審査要綱によればですね、そういったルールを守らない場合は、次の申請、審査の方はできないとかそういったルールはある程度決められております。ちょっとすみません、私手元にはちょっと審査要綱がないものですから、正確な知識、記憶ではないかもしれませんが、そのように書いてあったと記憶しております。

津金昌一郎 部会長

だからそういう色々な、まず医大のルールというものがどういうふうに分けられているのかということがあると、また我々の中で議論する参考になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

塩谷弘康 部会員

ちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。今の御説明の中で、発表の場合に改めて申請がなされるということですが、今回は第三者に提供するというので、同じように第三者が再び発表のときに申請するのかなのかということも関わってくるかなと思っておりますので、その際の審査の対象というのはどういうことになるのでしょうか。つまり、その研究内容の形式的なものなのか、あるいはその実質的な中身まで踏み込んで審査がなされるということなのか。お分かりでしたら教えていただきたいです。

大平哲也 部会員

当大学のでよろしいですね。当大学の放射線医学県民健康管理センターは、一応中身の方も審査しております。例えば、論文発表の際には内部査読といいまして、査読する者に事前に配られまして、それで内部を吟味した上で、審査委員会で更に皆さん議論して、よろしいかどうかを判断した上で承認するということになります。

塩谷弘康 部会員

ありがとうございます。

津金昌一郎 部会長

単に学術研究だけであれば学問の自由であって、その発表とかそういうものに対して色々規

制すること自体が問題になる可能性もありますけれども、やはりこれは、あくまでも県民の健康の維持増進に資するというような、そういう目的があるので、それにやはりそぐわないような、データ提供というのは、解析が必ずしも事実を反映しないというようなこともあるので、慎重にしないといけないという部分で、医大の側では一定のそういうルールを決められながら発表に関してもある程度制約みたいなものをしているのだらうと考えていますけれども、これが第三者提供ということになったときに、その辺の問題を含めて論点なのかなというふうに。とりあえず、説明に関しましてはこれでよろしいでしょうか。

菅野晴隆 部会員

基本的な質問で大変、私新しいので申し訳ないのですが、今の部会長の話から私の方でまだ分かっていないところがありまして、この県民健康調査のデータというのは、県立医大の話は出たのですけれども、そもそもデータをどこかに保有したり管理したりというのは医大なのですか、県ではないのですか。そこからの第三者への情報提供も含まれる検討ということで考えて、もちろん医大の方に行く場合もあるでしょうし、そこがちょっと分からないこともありますし、教えていただければと思います。

津金昌一郎 部会長

おそらく県が保有するデータでそれを医大に委託しているというふうに理解していますけれども、事務局の方で補足いただければと思います。

小林弘幸 県民健康調査課長

データにつきましては、この調査自体が県が主体でやっているということで全体的に医大に委託していますので、データの管理についても委託しているということでございます。

菅野晴隆 部会員

全てのデータでよろしいですか。分かりました。

津金昌一郎 部会長

県が保有するデータであるという位置付けになりますよね。県が収集して。

小林弘幸 県民健康調査課長

県が収集して、そうですね。

津金昌一郎 部会長

保有するデータであるということですね。

菅野晴隆 部会員

すごく初歩的で大変申し訳ないのですが、初めてなので。まずそうすると、その県立医大が管理をしているけれども、県立医大に提供することに関しても県が県立医大に提供するというので審査の対象になり得る、なるという前提でよろしいでしょうか。管理していることと提供を受けることは別問題だと、そんなことでいいですか。

津金昌一郎 部会長

私が理解するのは、委託された内容に関しては、敢えて今回の第三者提供とは異なることですね。資料3-2「データの利用状況」の三つ目です。「県から県立医科大学への委託による調査研究」、これに関しては今回の対象ではない。県立医大の側でもこれに基づかないで県立医大の例えば研究者が学術研究目的のためにこのデータを利用したいというときは、おそらくこれは、提供のルールに則ってくるのだというふうに理解しているのですけれども。そういう感じよろしいでしょうか。県の方、お答えいただければ。

小林弘幸 県民健康調査課長

これ後の議論であると思うのですが。ただこの第三者にデータ提供する場合、この後ですね、県が審査委員会を設けます。そこで切り盛りして審査して出すということなのですが、審査委員会の審査の対象になるかどうかをですね、今現在、県が医大に対して委託する研究についてどうするかという問題もあると思います。基本的には県が委託するということは、県が事業をやっているということで、これについては第三者に対する提供をして研究を行うということではないので、それは今回のルールの対象ではないと整理しています。

菅野晴隆 部会員

ありがとうございます。

津金昌一郎 部会長

委託している内容も今回出てきた審査委員会で審査することに。

小林弘幸 県民健康調査課長

そこは今後の議論なのですが、例えばですね、事務局としてはデータ提供の透明性、研究の透明性という観点から、医大に委託した研究については後日審査委員会に報告するとかという形で、県民に対しては透明性の確保を図っていきたいと思っています。

津金昌一郎 部会長

最終的には、その承認みたいなものを。

小林弘幸 県民健康調査課長

報告です。

津金昌一郎 部会長

その辺も含めて検討事項ですね、よろしいでしょうか。

加茂憲一 部会員

医大に申請をして、そしてデータを活用するというに関してちょっとお伺いしたのですが、第三者に提供するときにおそらく出てくるシチュエーションであると思いますけれども、統計解析等をやるにあたっては、かなり探索的にやることが多いので、当初の申請目的、内容と全く違うような内容の結果、しかもそれが公益性に反しないような内容が出てくることもあり得ると思うのですけれども、そういう場合は、そのような研究発表は基本的にはリジェクトされているのですか、それとも OK ということにされているのですか。

大平哲也 部会員

データ分析の段階で解析を探索的にということなのではございますけれども、ある程度この段階で分析方法は決まっていますけれども、それにちょっと違った分析が行われた場合は、それは内部査読申請論文であれば、内部査読申請の前に論文課題申請といたしまして実際にデータ分析をした後にどのような論文を書くかというところの申請を論文を書く前に行います。その段階でデータの解析方法はもう既に明示されますので、そこで審査されるということになっています。

加茂憲一 部会員

基本的には許されるということですか。

大平哲也 部会員

課題申請の中でデータ分析をした結果、こういう解析をちょっと変えるということであれば、そこで承認されれば許されるということになると思います。

寶澤篤 部会員

大平先生に補足なのですが、一般に僕らデータ分析をするときに、これとこれの関係を見たいですと、そこから広がっていく追加分析とかそういったものが出てくることはあります。それで当初予定していたものと違う結果が出てくるということは十分あり得ますし、予想していたことと違ったということそのものも重要な知見になりますので、それについては、おそらく発表のターゲットになると思います。ただ、たぶん懸念されていたのは、データセットをもらったのでこれとこれ見るよと言っていたのに、あれもこれもと見てしまって、これが見えたので別な申請で出したけれどもこっちを出させてくださいというのはペケだと思います。

津金昌一郎 部会長

それでは次の議事（２）で、検討事項に移りたいというふうに考えています。最初、資料４です。データについての、まず「データ提供の対象とする研究」と「提供するデータ」というようなことで御説明をお願いします。

小林弘幸 県民健康調査課長

資料４をご覧ください。論点について御説明いたします。まずこの構成ですが、まず検討項目、論点を示しまして、それに対して事務局案を示しております。この事務局案に対して、部会員の皆様で御検討していただきたいと思っております。その下にですね、太枠で囲むポイントにつきましては、検討する上でのポイントになる点を箇条書きに記載しております。まず始めに、「１ データについて（１）データ提供の対象とする研究」であります。論点１は「どのような研究に対してデータを提供すべきか。」です。これに対する事務局案として、「公益性の高い学術を目的とした研究で、研究成果を学術論文等として公表するもの。」としております。これにつきましては、下に記載してあるとおり、まず「データ提供の目的」がございまして、この目的、つまり「県民の健康の維持増進など、県民の利益につなげる」ような研究を対象にするということでございます。そのためにデータの提供の対象となる研究は、公益性の高い学術目的の研究であり、また研究成果を学術論文等として公表することを条件としているということでございます。次に「（２）提供するデータ」でございまして。論点２は、「提供するデータはどういうものか。」です。これに対する事務局案として、「福島県から委託を受けて現在県立医科大学で管理しているデータベースに保存されている県民健康調査関係のデータのうち、重複や誤記等を洗い出して整備したもの。」としております。これにつきましては、先程データベースの概要でも説明したように、データベースの中に県民健康調査に関する様々なデータが今現在蓄積されております。これらのデータのうちデータ整備が完了したものを提供していくということでございます。説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

それでは質疑に移りたいと思います。質疑ありませんでしょうか。まず、論点１としては「どのような研究に対してデータを提供すべきか。」ということですが、学術研究目的なのですが、かつ公益性が高くなければいけない。公益性というのは、すなわち県民の健康増進、県民の利益につながるということ。単に学術研究ではなくということかと思っておりますけれども、その成果は単に、要するに学術研究論文として公表するというのも事務局案としては出されていて、興味本位の解析とかそういうものではなく、ちゃんときちんとした学術論文として、あるいはそれを学術論文に出すことによって第三者における更にピアレビューというか、それが入るといようなことで初めて公表するといようなことを目指すのかどうかということなのではと思いますが、この辺いかがでしょうか。公益性の判断の基準とか公表の方法がポイントだと思いますけれども、

ども、御意見をいただけると。

寶澤篤 部会員

総論として公益性の高い学術研究で研究成果を学術論文等として公表するという提案そのものについては全くこれ触れるものではないですが、議論しなくてはならないのは公益性とは何ぞやというところで、誰がその公益性の審査をするか。おそらく審査委員会で審査することになると思うのですが、ある程度審査の基準を明示しておかないといけないのかなということで、ちょっとこれたぶん一日で、今日この場で公益性とは何ぞやということについて結論は出ないと思うので、ここがたぶん一番大事なポイントかなと思う部分と、こういった書類で「等」がつくのですが、この場合、「等」がどこまで「等」として認められるかということが非常に重要ですね、結局「等」がついているから何でもいいというふうになってしまうと骨抜きになってしまう可能性がある。かといって学会発表していけないという話になっていいのかという話になるので、これ「等」をある程度もう想定されるものについては絞った上で、きちんと明示しておかないと「等」って書いてありましたと言われかねないので、そこちょっとおそらく幅を持たせてあげたいと思ったものがこの議論の中で骨抜きにならないように気をつける必要があるのかなと思います。

津金昌一郎 部会長

何かそれに関しまして、よろしいでしょうか。

塩谷弘康 部会員

おそらく今日は結論に至らないと思います。こういう議論もあるだろうということで出させていただきたいと思います。公益性の判断というのは非常に難しいと思いますけれども、一つは個々の研究の目的というところで判断するというところもあるでしょうし、あるいは申請者の研究機関であるとか、組織の信頼性というところでの判断というのも一つの考え方としてはあるのかなというふうに思います。それから発表に関しては、いつまでという時期を設けるとかということであるとか、これあの研究をしてからですね、やはり成果がまとまるまで一定の時間がかかると思いますので、そうした期限、制限を設けるのかという点であるとか。あるいは、なかなか発表できなかった場合にどのような対応を考えるのか、その辺に関連してくるのかなと思います。以上です。

津金昌一郎 部会長

まさに審査基準というのは今後検討する項目の中に入っていますけれども、公益性に関する審査基準というものは簡単にはいかないと思いますけれども、話はあるかとは思いますが。それから、学術論文になると学会発表とかそういうものはどうか。学会発表というのは比較的一般の方はとても、なんというか審査されたものだろうというふうに考えていらっしゃるけれども、

学会員であれば原則、誰でも学会発表というのはできるものであって、私が関わっているところのルールというか発表のルールにおいては、あるものとあるものの関連があるとか、そういうような成果の発表に関しては学会発表を禁じてですね、論文として受理されるまでは学会発表をしてはいけないというルールを定めています。なぜかという、学会発表だと中途半端な状態でメディアなんかには拡散されて、国民に誤った情報を与えるというか、そういう可能性があるのも、十分に準備されていないのですね、学会発表というのは。でも、学術論文であれば、もう出たときにある程度、要するにそれなりの第三者のピアレビューが通ってこういうことがあるといえるというところまで準備がある程度整っているということで、そこが大きな違いなので、場合によっては学会発表を外しピアレビューである学術論文に公表するというのも一案かもしれないですけれども、それはまだ今後の議論かと思います。

寶澤篤 部会員

それですみません、そういったこともひっくるめて、ただこのポイントの部分なかなか結論づけるのは難しいと思います。公益性という言葉と学術を目的とした研究という、これ両方のアイディアが入ったものであるべきだということで、そういった意味では、この事務局案は若干見直す必要があるかもしれませんが、いい方針ではないかなと。

菅野晴隆 部会員

公益性ですけれども、その公益性というものの概念の基本的な部分として不特定多数という言葉で伝えられると思うのですけれども、歴史的に見ると、たぶん従来は不特定又は多数人の、というような形どちらかを満たせば公益性があるといわれてきた時代から、近年は比較的その不特定かつ多数人という不特定多数という方の利益にかなうようなものが公益性を有するというような形にちょっと大分捉えられつつあるように思われまして、そうなると、かなりハードルが一つ上がるのと、それと先程来出ている県民のためという、県民ということになりますと公益性というものの概念の絞り方にもよるのですけれども、むしろ福島県民そのものと言えば特定多数人のような形で国民全体の、例えば不特定というのとはちょっとまたやや違うので、結論で言うと、それを限定づけるための基準が結局は公益性がそれであるのだと言えばよろしいでしょうけれども、ただ概念としての公益性に関してはそこをちょっと意識する必要があると思います。それともう一点ですが、更にそれに加えて「高い」という言葉を事務局案で使われているのですけれども、そもそもそういった意味で公益性そのものが非常に公益性を有するという判断そのものがかなり高いものになるというふうに思われるので、更にそこに高いと、気持ちは十分に、そのくらい重要に考えるべきだという意味ではよく分かるのですが、それもその判断基準に落とし込むときにちょっとハードルとして上がる部分もありますので、表現として高いは高いのでしょうけれども、「高い」を入れるのかどうかということと、具体的には公益性の基準をやはり皆さんおっしゃっているとおりある程度明確にしておかないと、さっきのような概念の中で悩むことが、例えば福島県民のために直接ならないけれども、国民全体のためにはもちろんなり

得るし、結果的に影響として県民のためにもなるようなちょっと難しいですけども、そういったこともあり得るので、具体的な基準というかある程度明確なものをつくらないと公益性というものは埋めていけないのではないかなというふうに感じています。以上です。

津金昌一郎 部会長

ありがとうございます。助かります。すごい難しい問題であると思えますけれども、そうですね、人類の役に立った、それは人類の構成員の一人として福島県民の役に立つと、そういう解釈できるのかもしれないし、やはりスペシフィックに福島県民の役に立たせるというようなことが重要なのだろうとは思いますが、あとはやっぱりケースバイケースで色々最終的には判断せざるを得ないというところもあるのだろう。そこで審査委員会なり何らかの判断基準、ある程度の一定の判断基準を決めながら審査していくというふうには考えていますが。学術研究というのは必ずしも公益性がなくても学術研究ということは言えると言え言えるわけですよね。だから公益性が高い学術研究を学術研究にするとかは、ちょっとこの辺何か公益性の高い学術を目的とした研究という言い方がちょっと少しかぶっているような気もしなくもないですけども、この辺は検討していきたいと思いますが。他は御意見とかございますでしょうか。「(2) 提供するデータ」なのですけれども、提供するデータをどういうものかということで、ある程度、要するにクリーニングされたデータを提供するということになるかと思うのですけれども、そのデータというのは、後で色々個人情報にどれだけ近いのかとかそういった問題が出てくると思いますが、このデータはどういうものかとか、そういうことまで含まれていますか。

小林弘幸 県民健康調査課長

ここのデータというのは、基本的には県民健康調査のデータなのですが、あくまでその今医大で管理していただいているデータベースの中の県民健康調査のデータということになります。

津金昌一郎 部会長

どの提供、いくつか先程格納されているデータベースの色々な一覧が出ていましたけれども、その全てか一部かという、そういうことをここで議論するということですか。提供するデータに関しては。

小林弘幸 県民健康調査課長

それは、一つの定義というか確認の意味です、あくまでも出す対象となるものは現在管理されているデータということです。

津金昌一郎 部会長

クリーニングされているということで、信頼されているようなデータということなのですね。今回はですね、個別データを提供するということが前提になっているのか、あるいは例えば集計

データみたいなものを提供することもありだと思いますけれども、その辺がここの論点ということと考えてよろしいでしょうか。

小林弘幸 県民健康調査課長

その点につきましては、後程ですね、論点8「データはどのような形式で提供するのか。」というところで議論したいと思います。

津金昌一郎 部会長

分かりました。データ提供に関してはとりあえず県民健康調査関係のデータの重複や誤記等を洗い出し整備したものということです。それで特段何か問題があるということはあるでしょうか。実際、医大の方のデータが実際クリーニングされるもの、データの種類によっても違うのでしょうか。どのぐらいの時間を要しているものなのでしょうか。

大平哲也 部会員

これ本当にデータの種類によっても大分違うのですけれども、あのやはり相当時間はかかるものと考えていただいた方がいいと思います。やはり一つひとつ確認した上でですね、クリーニング作業を行っておりますので。

津金昌一郎 部会長

実際、クリーニングしてデータ解析している段階でやっぱりおかしいとかそういうことに気付くことも現実問題としては多々ありますよね。

大平哲也 部会員

基本的にデータ分析はクリーニングしたものを行うということになっているので、あまりそういうことはないことはないのですが、中には見つかることもあるかとは思っています。

津金昌一郎 部会長

そういう場合は、適宜データベースを修正していくということになって、その辺のログとかかヒストリーに関しては、クリーニングした後の修正に関しては、そのような形で残していらっしやると。

大平哲也 部会員

そうですね、修正に関しては、修正したものは全てログとして残しております。

津金昌一郎 部会長

他によろしいですか。では次に進めますか。次に「(3) 提供するデータの性質」ですが、ま

ず「データの性質」及び「データ提供の根拠」という、この「ア」と「イ」に関して御説明いただければと思います。

小林弘幸 県民健康調査課長

④－２ページの「(3) 提供するデータの性質」、「ア データの性質」とあります。論点3として、「提供するデータは個人情報として取り扱うのか。」です。これに対する事務局案として、「提供するデータは、それ自体では特定の個人が識別されないよう匿名化した上で提供するが、他の情報との照合により特定の個人が識別されることが否定できないことから、個人情報として取り扱う。」としております。これにつきましては、個人情報として取り扱う根拠として、福島県個人情報保護条例の抜粋したものを参考資料1として用意してございます。この参考資料1をご覧くださいますと、中程に個人情報の定義をしている条例第2条を載せてあります。個人情報の定義として、「特定の個人を識別することができるもの」の中に、下線部ですが「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」となっております。これにつきましては、最近ビッグデータの時代ということで、単に名前や住所を伏せても他のデータと突き合わせることを行うことで個人が特定されてしまう可能性があるということでもあります。ポイントの中に、参考までに昨年改正された個人情報保護法について簡単に記載しております。この法律は主に民間事業者を対象にしていますが、この個人情報に関する新たな動きとして、個人情報の明確化がありまして、その取り扱いをより慎重にする要配慮個人情報を新たに規定する一方で、匿名加工情報を新たに規定して利用できる情報については積極的に利用していきましようという動きがあります。これを参考までに載せておきました。続きまして、「イ データ提供の根拠」でございます。論点4「個人情報を第三者へ提供することが可能となる根拠は何か。」です。これに対する事務局案としまして、『個人情報保護条例により、データ提供が「学術研究の目的」であれば個人情報を提供することが可能である。』としております。個人情報を提供する根拠として、これも先程と同じように県の個人情報保護条例に示されております。同じように参考資料1をご覧くださいますと、下の方に条例第7条を載せてあります。この中に基本的に個人情報は利用目的以外の目的のために提供することはできないのですが、例外として裏のページ、一から五の場合は認めております。この一から五の最後の5番目ですが、「学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」と規定されております。条例を根拠に個人情報を提供できるということではありますが、ポイントにも記載したのですが、個人情報を提供するということが「県民が抱く不安に対する対応」について丁寧に説明しなくてはいけないと考えております。提供目的は、あくまでも県民の利益につながるものと。あと匿名化処理についてはしっかり行っていきますと。あとオプトアウト、次の論点で出てきますが、導入を検討していくと。更に不適正利用に対してはルールの中でしっかりと、その措置を設けるということでございます。説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

ありがとうございました。まず、データの性質ですが、個人情報として取り扱う。もちろん個人情報として慎重に取り扱っていくということかと思えますけれども、今回、改正個人情報保護法というものがあって、個人情報に対して非常に、例えば要配慮個人情報というようなことによって更に厳しく扱うというようなことがある一方で、いわゆるビッグデータ時代で、色々なデータ解析によって新たに色々なものを発掘していこうということで、その辺の利用がしやすいよというということで、匿名加工情報ということで、そういう定義付けによって非個人情報というふうに定義されるという二つの方向があるかと思えますけれども、なかなかこの個人の識別できず復元できないよというということにおいて、これは色々ケースバイケースで、今回の場合は全てのデータがというわけには必ずしもいかないということになるのではないかというふうに思いますけれども、何か御質問とかございますでしょうか。

寶澤篤 部会員

大枠としてかなり膨大なデータを一人に紐付けて出さざるを得なくなりますので、これが匿名加工情報でいいのか、要配慮までいくか、いわゆる個人情報として扱うのかということについては、やっぱりこれは厳しくというか、少し固めに見た方向でという県の原案が私は適切ではないかなというふうには方向性としては思います。

津金昌一郎 部会長

他に。

塩谷弘康 部会員

ちょっとこれは確認なのですが、先程の事務局説明資料③-8ページのところに、「実際に登録されている情報」ということで、それぞれの調査に関してどういう情報があるかということが書かれていますけれども、一応これは全て対象になるという理解でよろしいでしょうか。

津金昌一郎 部会長

資料3のデータです。

小林弘幸 県民健康調査課長

全て対象になります。

津金昌一郎 部会長

ですので、ものによっては完全に個人が特定されるおそれがあるというものも出てくるのだと思いますから、そこに関しては、何らかのやはり審査で、この場合個人が特定される可能性があるからここまではデータは出せないとか、あるいは場合によっては少し丸めてというか簡略化したデータとして提供するとか、そういうようなことも必要になるのではないかという気が

します。全てですね、一律に例外なく全ての保有されているデータを提供するというわけには、この個人情報保護するという観点からはいかないのではないかなというふうに考えますけれども、他によろしいでしょうか。

大平哲也 部会員

法律上の観点から法律の先生にお聞きしたいのですが、もしこれがですね、個人情報に準ずるものとなって、厳密に今我々が先程説明させてもらいましたように、情報は厳密に管理しているわけですが、第三者の方に渡したときに、万が一それが外に流出したというようなことが出た場合、その場合個人情報に準ずるものが出るということになりますけれども、それは、このポイントの不適正利用というところにあたるものだと思うのですが、そういう場合、実際には不利益を与える可能性が出てくる可能性があるということですよ。それはどこが責任をとるかということになるのでしょうか。

菅野晴隆 部会員

その辺も含めてきちんとその基準なり定義をこれから決めていくということになると思うのですが、仮に個人情報ということになって、その提供について学術目的で、例えば提供することについて審査をする基準等を設けていくという中で、そもそもそれによってつくられたルール自体が問題があるという場合にはルールを策定した人にも問題が出てくるでしょうけれども。今のはちょっと極端な言い方ですが、ただそれが合理的なルールの下できちんと合理的なルールとして定められ、かつそれが適正に運用された結果として出たデータのその先に関して起きた問題に関しては、扱った、提供を受けた人のみが法的な責任としてはその人だけが、仮に不適正なものがあったとしたら負うという形に法的にはなると思いますね。ただ、道義的とか社会的な意味で何らかの提供した側にですね、批判なり、的外れなものも含めて、あり得るという意味まで防げるかどうかというのはまた別問題として、法的にはそういうルールに則ってきちんとやっている限りは問題ないという結果になるでしょうし、そのためにこの部会もあるのだろうというふうに思っています。

津金昌一郎 部会長

今の関連で、提供された人が流出した場合に、それに対して法的に罰則を与えるということとはできないわけですね、基本的には。社会的な、要するに公表するとかそういうことによって制裁ということなのではないでしょうか。

菅野晴隆 部会員

提供する側において、定めた基準の下に提供したデータの扱いについて、不適正なルール違反があるというふうなことに對しての制裁的な意味合いを定めるかどうかという問題はありますけれども、定めたならば、それはその定めに基づいての制裁ということは、やることは可能

だろうと思います。その定め方は難しいでしょうけれども。ただ、それ以上の話はその方が、流出した人が法的責任としてですね、民事的な損害賠償責任を負うのか、それとも何らかの罰則を受けるのかとかいった、そういった問題はこのこととは別な問題だと思います。

津金昌一郎 部会長

提供するとき、何らかの契約を取り交わして、それに違反したことに対して民事的に何らかの賠償を要求することができる、ということですかね。

菅野晴隆 部会員

そもそも金銭的な賠償を求めるという関係になり、それが適正かという問題もあり、むしろ一定の、先程公表という話もありましたけれども、一定の社会的な制裁があるようなものとか、もちろん今後その利用は禁止するとか、再申出について、例えば一定の期間 ^{みそぎ} 禊が済むまで駄目だとか、そういった色々あると思いますけれども、そういったものを定めて、そのルールの下に同意した方に提供するというところでやっていくのだろうと思います。

津金昌一郎 部会長

そういうルールを定めるのは大事になるということですね、提供する側にとっては。他によろしいでしょうか。なかなか個人を識別できず復元できないだろうと思っても復元されるとか、そういうリスクというのは色々な意味でなくはないので、なかなかそこは難しいですよ、判断的には。

加茂憲一 部会員

ちょっと僕も素人なので法律的なことを教えていただきたいのですが、個人情報として取り扱っていけば、このデータから個人が特定されたときでも、完全に免責というか、責任はないというふうに考えてよろしいのですか。

菅野晴隆 部会員

私の個人的な見解、これからにも関わるところですけれども、条例の定めもあります学術目的の場合の例外規定がありますので、誤解を恐れずに申し上げればそういうことだろうと。免責されるのだろうというふうに思います。ただ、そうなるためのシステムとして、ちゃんとしたものをつくらなくてはいけないということなのだろうと思います。

加茂憲一 部会員

実は、何故このようなことを聞いたかといいますと、例えば、今回の調査のデータを提供したと。それが他の情報と照合されることによりということ想定しているのですが、こちらがしっかりしていても、他の情報がかなり甘い状態で個人を特定されたというふうに、こちらは

しっかりやっていたんだよということで完全な免責が成り立つのかなというのがちょっと気になったので質問させてもらいました。裁判で勝った負けたという話ではなくて、おそらくこれはモラルの問題だと思うので、たぶん多少はこちらも責任をかぶることになるのかなと、僕は個人の見解としては思っていますけれども。

菅野晴隆 部会員

その提供そのものの仕方なり保存の仕方に元々のデータの保管なり保存にも関わってきてしまうので、そこまで言われてしまうと難しい。一概に私も判断はできないのですけれども。一応、法的にはという観点で言えば、私申し上げたとおり限界はあるのでしょうかけれども、甘いかどうかというのも、私も今ここでどの程度がというのが分かりませんので難しいのですけれども、合理的なルールをつくって、その下でやっていくということはある程度、そのために今も検討しているのでしょうかけれども、その中でつくられたものに定められて運営していく中で、批判としては甘いのではないかと、仮に悪い結果が出たときに甘かったのではないかと、あるいははずさんだったのではないかとと言われても、法的にそれが責任にあるというのは、なかなかかなり責める側もハードルが高いというふうな話になりますが、批判するのは自由なので。その批判に耐え得るようなものをしっかりつくっていく以外にはないのだらうと思います。不安は常に持っていらっしゃるというのは、ある意味正しい心持ちというか、そういう中で進めていかなくてはいけないことだと思います。

塩谷弘康 部会員

ちょっと加茂部会員に伺いたいのは、今の質問というのは、今ここで議論している、提供された情報と他から独自に得られた情報を突き合わせて、個人が特定される可能性もあるのではないかとということでしょうか。

加茂憲一 部会員

たぶん2種類含まれていると思うのですけれども、その福島の県民健康調査に関するデータをAさんがあるフォーマットで手に入れる、別の方がちゃんとした手続きでBというフォーマットで手に入れた。それを照合することによって個人を特定できるということを想定しているのか。いわゆる全く第三者的に出てきたデータと照合することによって個人が特定されると。どちらを想定しているのか今ちょっと分からなくて、今、後者の方をちょっと懸念しております。

津金昌一郎 部会長

この匿名加工情報を、要するに個人識別しようとする行為に対して、法的に罰則規定というのは、今回の改正個人情報保護法においては、そこまではないということなのでしょうか。実は、アメリカとかで匿名化されたデータが非常によく使われるのです。学術研究目的のものすごく、政府やなんかも色々提供していて、世界中から色々なデータをアクセスできて利用できるとい

うようなことがあって、それに対して施設の IRB という倫理審査もいないのです。それは匿名化した情報に関しては、これは個人情報ではないから IRB の承認、いわゆる倫理委員会の承認もいない。それは何故かという、それを匿名化をバイオレーションというか、匿名化されたものを個人情報に戻るという行為が法律で禁じられているので罰せられるから、それに対して匿名化情報に対しては自由にある程度、学術研究でも利用できるということがあると私は聞いたことがあって。実際はアメリカの方では匿名情報を扱うときに倫理審査は何もなしでやっているのですけれども、日本だけが倫理審査委員会にかけなくてはいけないという状況なのです。アメリカに関しては、そういう状況なのですけれども、今回の改正個人情報保護法においてもそういうことはないという状況なのでしょうか。

菅野晴隆 部会員

すみません、ちょっとそこは事務局に。今ちょっと条文がないと正確な罰則等、すみません。

小林弘幸 県民健康調査課長

民間事業者を対象にして、匿名加工情報につきましては去年改正された一つのポイントとして、匿名加工情報の匿名化については、各事業者が勝手な匿名化ではなくて、国がその基準を決めるという、規則でちゃんとその基準を決めて、それに基づいてやった匿名化、プラスその研究過程において個人を識別するような行為は禁止しているということで、この匿名加工情報は個人情報ではないという取り扱いにして利用を促進しているということでございます。

菅野晴隆 部会員

要配慮個人情報の使い方に関する罰則は怎么样了のでしょうか。

小林弘幸 県民健康調査課長

そこはですね、まだこれからだと思います。要するに、国でこれから、一応法律は改正したのですが、具体的に要配慮個人情報はどのようなものかとか、匿名化はどのような基準があるのかは、これから国で決めるということになっています。

津金昌一郎 部会長

そういう法律の状況とか見据えながらということになるかと思いますが、いずれにしても個人を識別されないようにというような配慮は必要だということになるかとは思いますが。それからデータ提供の根拠に関していえば、学術研究目的という県の条例、県の保有する個人情報ということになるので、それに基づいて法的な根拠として提供するという。それに対して県民の抱く不安に対する対応として提供の目的、匿名化の処理とか、オプトアウトの導入とか、不適正利用に関する措置とか、先程も不適正利用に関する措置というようなことも議論されましたけれども、あと匿名化はどうやってしていくかということの問題ですね。今後大事な論点

になると思うのは、オプトアウトというものをどこまで認めるかというか、導入していくかということになるかと思えますけれども。オプトアウトがあまり多くなりすぎると、そもそも学術研究ではなくなって、そこから得られた情報はかえって国民の、県民の不利益に結び付くという、そういうリスクもあるということもあるのではないかというふうに思います。次は同意の話ですね、調査対象者の同意について、まず事務局から説明をお願いします。

小林弘幸 県民健康調査課長

④－４ページの「ウ 調査対象者の同意」でございます。論点５①から③まで三つあります。①ですが、「現在、県が行っているデータの利用等について、県民からの同意をどのような形で取得しているのか。」です。これにつきましては、参考資料２を用意してございまして、各調査のですね、同意の内容を抜粋した形で用意してあるものをご覧ください。これを見ますと、例えば基本調査ですと下線部分ですが、「健康管理のため、県において使用」、「お住まいの市町村には求めに応じて情報提供」と記載しております。また、甲状腺検査ですと「健康管理を行うための基礎資料としての利用」、「学術的研究目的・公衆衛生的教育や啓発目的での個人を特定しない形での利用」などとなっております。以下、健康診査から個人線量計まで載せてあります。表現が若干異なるのですが、甲状腺検査や健康診査のように面接形式のものは、それぞれの特性に応じて同意の表現となっており、また、それ以外の調査は質問紙票を郵送して回答を返送していただく形式であり、表現を統一した文言にするなど回答者が理解しやすい内容に配慮しております。それぞれの調査毎に同意をもらっているのですが、共通して言えますことは、いずれの調査の中の同意においても、第三者に対するデータの提供については同意を得ていないということでございます。次に②ですが、「第三者へのデータの提供について同意を得ていないとすれば、改めて同意を取り直さなければならないのか。」です。これに対して、事務局案として「改めて同意を取り直す必要はない。」としております。その根拠として、再度、参考資料１を見ていただきますと、個人情報を提供できる場合として五つあります。その一番目に「本人の同意があるとき」と規定されております。そのことから、それ以外の二から五については、本人の同意が必要ないということでございます。次に③ですが、仮に「対象者が情報の提供を拒んだ場合、どのように対応するのか。」です。これに対して事務局案として「対象者に情報の提供を拒否できる機会を与える仕組み（いわゆるオプトアウト）については県条例上規定はないが、今回のルールに盛り込む。」としています。オプトアウトにつきましては、この（※）に記載されているとおりでございますが、これについては県の条例、県には規定がありませんが、県民がデータを提供することを望まないとすれば、データ提供の停止またはデータを排除する規定をルールの中にきちんと盛り込むということでございます。説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

今の説明に対して何か質問はないでしょうか。

寶澤篤 部会員

今、参考資料2の方をしげしげと眺めさせていただいたのですが、甲状腺検査については明らかに「学術的研究目的」というのが既に入っているのですが、他のところについては何か健康管理のためという条項が基本的な要件になって、おそらく福島医大がこれについて分析することは県民の健康になるためという主旨に添っているのだと思うのですが、今のところ医大です、この同意書から学術目的で論文を書くことに、どこを根拠にしていたかということをお教えしてもらってよろしいでしょうか。

津金昌一郎 部会長

県の方、説明をお願いします。どうしますか。まずは県ですかね、県の保有する情報なので。

小林弘幸 県民健康調査課長

各調査毎に同意をもらっているのですが、今おっしゃったようにですね、甲状腺検査については学術研究目的となっているとのこと。そこについては、そもそも基本的にデータは県民の健康管理のためにデータを利用することなのですが、たぶんその同意をもらったときこの表現を入れたのは、甲状腺検査については、将来の被ばくの影響等の調査が念頭にあってこういう表現にしたと伺っております。

津金昌一郎 部会長

それでいいですか、もうちょっとありますか。

寶澤篤 部会員

要はこの同意をもとにアカデミックにデータを分析していきますよということ。いや、この同意の後にですね、県から医大の方にこういった県民の健康管理のために学術的研究をやってくれというような文書で委託がなされているのであれば、医大の方はそれでやれているのだと思うのです。

小林弘幸 県民健康調査課長

この同意の中身です、医大が今、現在研究を行っているのはあくまで県からの委託に基づいて行っていると整理しております。県がデータを利用しているという整理でございます。つまり、その同意の中で、要するに健康管理のために県が使用する、利用することだと思いません。

寶澤篤 部会員

分かりました。すみません、そこで大平先生お願いしてもいいですか。

大平哲也 部会員

一応、県からの委託業務の中にですね、こうした研究業務というのも入っておりますので、それに基づいて我々は研究しているということになります。解析というべきですかね、解析していくことになります。

寶澤篤 部会員

大事なのは、県民がこの同意書だけだと医大がこれについて論文を書くことを分かって同意していなかったのだという人がいても不思議ではないのかなと思います。こういった形で委託されているのか、既に公表されているのかどうかで、改めてそれも含めてアカデミア全般に公開していいのかというところを聞く必要があるのかなのかというところも含めて、ちょっとどういった整理になっているのか、そこ整理しておかないと、医大だと特にそういった文言なくとも出せていたのにという形になってしまうので、それだけ整理していただけるといいだろうと思います。

津金昌一郎 部会長

県としては、研究目的で収集している情報というわけではなく、県の業務の一環として収集した情報ということになります。それを県として学術研究、県立医大に対して県民の健康管理に資するような分析をしてくださいというふうに委託して、学術研究論文として出すことによって、それによって健康管理をしようとしているということでしょうか。

小林弘幸 県民健康調査課長

そうです。そういう整理です。

津金昌一郎 部会長

そもそも研究目的で収集している情報ではないということですね。要は、業務として収集した情報であるということになると思います。県の業務としてです。同意というのは中途半端な側面が。研究目的で最初からということであれば、もう少し系統的な戦略による同意文書というのが必要なのだと思いますけれども、そこは必ずしもそうではなく、甲状腺検査だけなんか少し研究目的的なものになっているところ、他に関しては色々業務的な情報の収集という位置付けになっているという感じがしますけれども。その収集した情報を今後、学術研究目的として提供していくかということですね。

寶澤篤 部会員

今の整理で考えると、今のところ、医大がやっている学術研究ではなくて、あくまで県の健康管理業務の一環として医大が分析をして、その成果についてアカデミアに対して報告をしているという立ち位置だと。この調査をアカデミア、他の学術研究に使うということについて、県民

は必ずしも健康管理をよそに委託する、今回第三者提供というのは学術研究として委託するか、県の健康管理の一環として委託するののかという、そういう県の健康管理のための委託であったら、この同意書でいけると思うのですけれども、そうではないとすると難しいことになってしまうのかなという直感で。この辺、いや、僕らが幅広に解釈しようという解釈でいいのか。これむしろ、専門の先生とかにこれでどう読めるかという。

菅野晴隆 部会員

何か法律相談みたいになってきて悩ましいのですけれども、この同意の解釈はやっぱり広めに解するのはちょっと危険だと思います、この表現ぶりです。なので、例えばその同意を取ったものの中で、これは同意に書いてある文書は例示的なもので他に学術目的なものも含まれてくるのだというような解釈をするのは、私は個人的には危険だなというふうに思っています。なので、同意を得ているか得ていないかという、必ずしも得ているとまでは言えないのかなと。やっぱり考え方、事務局案に入っていますけれども、その方が無難だろうと思います。特にそうでないと第三者に、あくまでも今回想定しているのは医大なり県自身が研究して、いわゆる今回の県民のために自主的、主体的に行うということにちょっと限られない可能性がある以上は、同意を得ていると言ってしまうのはやっぱり危険だという主旨、今おっしゃられたことへの答えですけれども。その上で、その先に結局条例なりで同意は得ていないものの例外というか学術目的の例外規定にあたるという解釈のもとに進めていくしか基本的にはないし、それでさっきのような公益目的とか、もちろん学術の中身の審査とかちょっとあると思うのですけれども、基本的に条例に基づいて出すことができるということにもっていく以外に、ちょっと同意を得ているからもっていくというやり方はちょっと難しいですが、今言ったように条例によってはできるのではないかというふうに考えます。

寶澤篤 部会員

すみません、もう一つの考え方、さっきちょっと僕こんな公の場で言うほど練れたアイディアではないのですけども、こういった健康管理という形で同意を既に貰っているのであれば、比較的きちんと審査をした上で県から医大にされているのと同じように、県民の健康管理のために委託をするということは、これはどうなのでしょう。

菅野晴隆 部会員

基本的には、例えば医科大学が医科大学そのものも情報提供を受ける提供先という形でそのところでクリアされて得られた情報を、自分達の目的のために使う範囲内の問題としての院内や学内の審査をした上での主体的利用にそれはあたるのではないのでしょうか。要は、第三者に提供するという扱いにはならないとか、第三者がもし仮に医科大学だとすれば、そこでのその手前での審査はあるにせよ、更に先はその第三者提供ではないのではないかなというように思うのですけれども、ちょっとずれていますか。

寶澤篤 部会員

おそらく医大は、僕の認識だと県の中だという。第三者、例えば我々であったり東北大学であったり国立がん研究センターあたりから、こういったものをやりたいとって公益性のある学術研究という触れこみでいったときに、その第三者提供という形をとった方が自然なのか、そういったことであれば県から直接健康管理について、この分担について委託をするといった整理にしてしまっただけで出せば、それはそれで一つこの同意書にも逆らわないし、要するに県民が健康管理というところについてはあれで、もちろん外部についてもこういったものを委託したいということは公表しないといけないと思いますけれども、そういった整理でもあるのかなと、すみません、話が拡散していますけれども。

菅野晴隆 部会員

委託は委託で、委託の一般的な合意がありますし、要するに形はどうあれそれが実質を伴っているものなのかどうかということにおいて、問題はやっぱりあると思いますので、例えばその本当に共同なり、むしろ本当に県立医大が主といってもいいような形での委託というふうに本当に捉えられるようなものであれば、それでいいのでしょうかけれども、必ずしもそうでない研究もしていただかないと、やはり発展性がないということであれば、そのくくりだけで持っていくのはちょっとできればいいですけども、全てがそうだと、全て委託しているのだよという形をとったときに本当は委託じゃないなということが明らかになることの方がよっぽど危険ではないかなと私は思うので、その辺あまり一方的な全部委託で整理をしてしまうとなるといったことはしにくいのではないかとちょっと思うのです。

塩谷弘康 部会員

私も今の意見と同意見で、ケースによっては県から医大への委託ではなくて医大以外の機関への委託ということはあると思うのですが、やはり学問の自由ということから考えても、それ以外の発想の研究というのは多々ありますので、全てを委託で処理は難しいかなというふうに思います。それと、前に戻ってのところですけども、私もやはりこの根拠になるのは、この福島県の個人情報保護条例の第7条第2項になりますけれども、それに続けて3項のところですね、こういう規定があります。「実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。(福島県個人情報保護条例第7条第3項)」というのがその後に続いています。資料にはないのですけれども。やはりこの部会では個人情報保護条例自体に個人情報の保護と適切な利用との両立を図るということに主眼がありますので、その具体的なやり方を先程話し合った匿名化処理の徹底であるとか、あるいはオプトアウト制度の導入であるとかそういったもので担保というか確保していくことが必要であると思います。

津金昌一郎 部会長

委託だとある程度こういう感じでやってくださいとか少しテーマを出さないといけない。だけど、今回そうではない人達が自分達のテーマはこういうことが県民の役に立つのではないかということを宣言して、それはそうなると、そこに提供するのは委託ではない第三者提供ということになるのだろうということで、同意に関しては少なくとも第三者に対する同意を取っていないことは明らかであるので、この条例に基づいてということに紐付けて、今回は第三者提供をするということになりますので、進めていくようになるのだろうと考えています。やはり、その一番最初の最も基本のこの調査に対して県民が協力したことは、やっぱり県民の健康というか県民の公衆衛生の向上というか健康増進に役立つだろうということが目的なので、やはりその目的はそこが一番大事な同意、そこに役立たせるということがこのデータが活かされると、委託している県立医大だけではなくて日本全国、あるいは世界においてうまく有効活用されることによって最終的には県民の利益につながるという、この調査協力をした県民の利益につながっていくということがより広く可能になるのだろうと。そのために今回提供することが良いのではないかとということで、ルールづくりとか話し合われているのだろうというふうに理解しています。そのオプトアウトという話が第三者提供をするための担保として設けた方がということで、先程ちょっと言いましたけれども、オプトアウトがあまり多過ぎると基本的には意味がなくなってきて、学術研究にならなくなっていく、そういう問題ありながら、だからといって全くそれを最初から拒否するのは難しいのではないかなというところなのですが、その辺のことに關して御意見ございますでしょうか。オプトアウトというのは、法的とかそういうことから考えれば、設けた方が良いというふうに考えた方がいいのでしょうか。

菅野晴隆 部会員

当然その同意も得ていないという中に色々条例に書いてないけれども盛り込んでいくということ。方向性としては非常に県民の利益に配慮するというふうには感じるのですが、実際に導入するとなると、非常に私も元々そのものに対して専門的な知識をすごく持っているということではないのですが、新しい制度からこれに設けるとなると、もちろん作り込みもそれなりに必要でしょうし、運用というのも非常に難しくはなるのかなと。かつ先程部会長もおっしゃったように、そもそもの目的からして利用しにくくなってしまいうということがもしあるとすれば、非常にその言うのは簡単というか綺麗というかいいことなのですが、実際にどのようなのかという、もちろんこういう個人情報保護法なんかも参考にしているということにはなると思うのですが、それ自体そんなに古くない新しいものですので、それを先進的に今回ここに盛り込んでいくということは、かなりちょっと感覚的には大変だなという思いもありますが、大変親切で良い方向性であることはあると思うのですが、なので法的により良いものは良いのですが、大変だなというのも直感的に感じています。

津金昌一郎 部会長

難しい問題であるとは思いますがけれども。

塩谷弘康 部会員

私も感想的なものですけれども、総論賛成各論何とかという感じではないのですけれども、理念としては取り入れた方がよろしいのではないかなと。やはり自分の情報については使ってほしくないというですね、そこからデータから除いてほしいということは、そういった機会がある場合いいかなと思います。ただ論点として出てくるのは、おそらく個々の研究について一つずつそれをやるのか、あるいは第三者提供ということで一定期間を設けて、全てそれを適用するのかという点の一つ問題になるかなと思います。つまり、この被験者の方々が、こういう研究については自分の情報提供をしてもいいけれども、別のこういう目的のものには嫌だというものですね、一つずつやっていくとなるとこれなかなか大変だなと。あとやはり一定の継続性というか期間を設けてオプトアウトすることになると思いますので、その期間の設定の問題であるとか、あるいはその方法をですね、どういう形で公示をするのか。県のホームページであるとか、色々なやり方はあるとは思いますが、そういったところの詰めが必要になってくるのかなと思っています。

津金昌一郎 部会長

ありがとうございました。

寶澤篤 部会員

今日この場を、おそくなるべく多くの方にデータを分析してもらって、県の方々に対して有益なデータを出せるようにという主旨で話は動いていると思いつつですね、県に協力した方の中で、先程健康管理として医大が分析しているということも含めて理解していない県民がいるかもしれないとかそういったところで、県にデータを預けたら個人情報保護条例でなんでもかんでも外に出ていってしまうというふうに思われてしまうと、それはそれで県としても辛い部分ではないのかなというふうに思います。なので、やはりこういった主旨で、おそらく医大にこういった健康管理に資するための学術的研究を委託していることも含め、こういった第三者提供も考えて県民の健康に資するような試みをやっていますということをかなり広く言った上で、その主旨について同意していなかった、そこまで同意したつもりじゃなかったという方についてオプトアウトかなり大変だとは思いますが、実行性としては。そこまで頑張るほどこれが嫌だと答える方がどれぐらいいらっしゃるかわからないのですが、そのチャンスを与えないのは僕はまずいというふうに思っています。今回、第三者提供が中心になっていますけれども、学術研究についてもかなり明瞭にしておいた方がいいのではないかなという感じがします。甲状腺検査協力者以外については、健康管理というのは医大の方で分析している、いわゆる学術研究を含んでいますということをお理解いただければということをおきちんと明示した方がいいので

はないかと思えます。

津金昌一郎 部会長

いずれにしても、色々県民の意見を募ったり最終的にはそういう手続きは絶対踏まないといけないのではないかなというふうには考えていますけれども、オプトアウトというのは色々な研究機関なんかでもオプトアウトというのは結構とられていて、各研究機関のホームページなどでこういう研究に対して使いますというのも個別に公開していて、それに対してデータを使われたくない人は申し出て下さいという比較的これは一般的にやられていることではあるので、オプトアウトを一切拒否するということはなかなか難しいかなと。ただやり方として先程もありましたように一つひとつの研究に対してホームページなどで公開しながらオプトアウトを募るのか、要するに全てに対して募るのかということかと思うのですけれども。あるいは両方併用ということになるのかなということだとは思いますが。その辺に関して何か。あとその学術研究とか、やはりこれがすぐに研究者の研究のための研究ではなくて、やはり本当に県民の健康の一環であり、県民の健康の今後の増進や何かに資するのだということをよく理解してもらおうと。そのためには、やはりあまりオプトアウトが出てしまうと、それが目的を達せられないのだというようなことも含めてよく理解していただくということもとても大事なのではないかなというふうに考えてということですよ、と思えます。

菅野晴隆 部会員

先程寶澤先生の方でおっしゃったある意味啓蒙というか広報というか、事務局案でも改めて同意を取り直す必要はないというのはそのとおりで。取ってもしょうがないことですし、そうなのですがやはり、これからの部分においてどういう広報があるか積極的に、部会長もおっしゃったように理解を得るための積極的なそのしっかりした皆さんへの広報等をしていくというのは、これは必要だし重要だと思います。場合によっては、それで事足りるかもしれないぐらいの気持ちでしっかりとやるというぐらいのことが必要なのだろうと思います。あとオプトアウトに関しては、いわゆる会社のようにその企業個人なり私的利益を追求する会社における保有個人情報の取り扱いを制限、禁止するということと、やはり元々福島県に公益性があるのは当たり前という前提で考えて、まず学術という枠が入ってくるものへの提供ということになるので、仮にオプトアウト制度を導入するにしても、さっき申し上げましたけれども、あまり制限される形ではなく元々がそういうためにやっているもので、つくり方は丁寧すぎるというか、それによって阻害されるよりは、ある程度元々が民間の事業所とは違いますから、そこはそういうふうなある程度の自信を持って取り組む姿勢でのつくり方もそれでいいのではないかなというふうに、仮につくるにしても私はそういうふうに思えます。

寶澤篤 部会員

私も菅野先生に全面的に賛成なんです。ですから要は、そうじゃないと思える一部の人がそ

ういうことを言われたときに、きちんとディフェンスができるようにしていかなければいけないのかなど。本当に県はこの事業やっている方に県民のためになることですし、それを広く第三者の研究機関にまで幅広げて、なるべく早く県民のために健康状態を上げるためになんらかの手をうちたいと思っている気持ちについてはたぶんきちんと説明すれば分かる話だし、そんなに反対が出るものではないと思うのですけれども、悪用しているとか何かそういうふうな言われ方をしないように気をつけなければいけないなというところでございます。

津金昌一郎 部会長

いずれにしても第三者提供に同意を得ているとは言えないですけれども、改めて同意を取り直すということよりは、オプトアウトみたいなものの制度を導入しながら進めた方がよいのではないかということではないかと思います。次は匿名化の理由及び方法、論点6についてであります。

小林弘幸 県民健康調査課長

④－5 ページの「エ 匿名化の理由及び方法」であります。論点6として①と②です。まず①ですが、「個人情報保護条例により学術研究の目的のためであれば保有する個人情報を提供できると規定されているにもかかわらず、匿名化する理由は何か。」です。これにつきましては、「県民が不利益を受けないように個人情報の保護に最大限に配慮する必要があるため。」としております。②ですが、「匿名化はどのような方法で行うのか。」ということです。これにつきましては、事務局案として「データベース内で暗号化した上で管理し、提供時に再度暗号化する。」としております。具体的な暗号化の方法につきましては、参考資料3をご覧ください。これにつきましては後程、事務を担当している県立医大の方から説明していただきます。次の「オ 匿名化の妥当性の判断」についてであります。論点7は「提供するデータが、それ自体では特定の個人が識別されないように適切に匿名化の処理がなされているかを誰がどのように判断するのか。」です。これに対する事務局案として「データ提供の適否を審査するために県が設置する審査委員会において、個々の研究毎に判断する。」としております。匿名化の妥当性につきましては、県民に無用な不安を抱かせることのないようにしっかりと匿名化処理を行ってと考えております。以上でございます。

津金昌一郎 部会長

参考資料3の説明は続けますか。では、続けてお願いします。

高橋秀人 教授

参考資料3につきまして、情報管理・統計室室長の高橋の方から説明させていただきます。データベースは図のような構造になっておりますけれども、氏名、年齢、生年月日、性別等全ての情報はこのような形で入っております。実際にシステムから提供する場合に個人情報はIDとい

う情報で管理されます。ただここでデータを提供してしまいますと常にこの番号が、個人に常に同じ番号がついているために、何回も申請することによって個人に関する情報が増えてしまうという心配があります。それでデータを提供するときには、一回一回更に暗号化をかけて、その個人が誰か分からないような形で提供する、そういうようなシステムになっております。以上です。

津金昌一郎 部会長

ありがとうございました。匿名化の理由及び方法に関して、当然匿名化するというのはもう当たり前のことだとは思いますが、方法としては今、参考資料3で説明があったとおりですが、何かこれに対して御質問ございますでしょうか。

齋藤広幸 部会員

まず暗号化と匿名化、これは違うものであると思っております、暗号化といいますのは盗聴であるとか盗難であるとかそういったものから防止すると、そういったものであると思っております。例えばネットワーク上で盗聴されようとしても暗号化しているので見ることができないとか、盗難にあった場合でも暗号化しているために解読されないとか、そういったものが暗号化であると思っております。また、匿名化といいますのは、特定性の低減を図るといものが匿名化であると思っております。したがって、論点6の①、匿名化をする理由として最大限に配慮する必要があるため匿名化を図ると。これはそのとおりであると思っておりますけれども、どのような方法で匿名化するのか、これに対して暗号化でやるといふだけでもございますけれども、しっかりと提供するときは暗号化であるかなと思っております。物理的に提供する場合ですね、それ以外にですね、やはり特定性の低減を図るといふ観点から匿名化を図っていくわけですが、参考資料3の分析用データという欄に展開しているデータを見てちょっと思ったのですけれども、匿名化というのは大きく分けて三つあるのではないかなと思っております、削除・置換・加工と。氏名、生年月日といったものは削除して、IDなんかは置換してというような状態で、住所も住所コードといったようにこのサンプルですと置換されているのですけれども、例えばこの住所地、2km圏内の住所地に11歳の子と1歳の子がいらっしゃると。それで2km圏内でお二方いるうち、11歳の子といった時点で、これは他の情報と組み合わせることによって、先程菅野先生がおっしゃっておられたように、他から入手した情報と照合することによって特定される可能性がある。もう一つ匿名化の方法で加工ということなのですけれども、例えばこれ18歳未満というふうに加工作った場合、これが2件ですね、では、匿名化といって許容を2とするのか10とするのか、それによって匿名化の方法というのも出てくるのかと思っております。ここでちょっとおっしゃっています匿名化の妥当性、どのような方法があるのかというちょっと技術的な話で恐縮なのですが、一定程度の指標であるとかそういったものを持たれた方がよろしいのではないかなというふうに思いました。

津金昌一郎 部会長

どうもありがとうございました。今の何かありますか。医大の方から、高橋先生よろしいですか。はい、他に何かありますかでしょうか。

寶澤篤 部会員

匿名化について今おっしゃられている、例えばそのエリアで何人以内に絞られちゃうみたいなものを使ってやっていくと。たぶん技術的なところ、今日はその方針として匿名化であったり暗号化して頑張りますというところで結論でよろしいかと思うのですが、技術的なところについてはどこまでいくと匿名性が担保されるされないみたいなことについては、更に検討を深めていただくといいのかなと思います。また 18 歳未満で 1 歳と 11 歳一個でまとめてよいかみたいなものも研究によってたぶん変わってくる部分であると思うので、そこは技術的なところは少しお願いしていただきながら最終的なところはここで決めるのか、なんらかのところで決めるのか。

大平哲也 部会員

その件に関しましては、データの提供方法のところでも話し合うべきことかなと思いますので、またそのときに。

津金昌一郎 部会長

審査というようなことですね。

大平哲也 部会員

データの提供方法、どういう形で提供するかについても関わる部分かなと思っております。

津金昌一郎 部会長

分かりました。住所とかそういうものが色々出てきたりするとデータが一意になる可能性がどんどん出てくるので、その辺色々個別に判断することになると思いますけど。匿名化の妥当性の判断というところはよろしいですね。個々で基本的には研究毎に個々で判断していかざるを得ないということは思いますので、もう一つだけ説明させていただきます。提供する場合のデータの形式と、できたら(5)もできますかね、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係も。

小林弘幸 県民健康調査課長

④-6 ページの「(4) 提供する場合のデータの形式」とあります。論点 8 「データはどのような形式で提供するのか。」です。これに対して、事務局案として「予め作成するデータ目録の中から申請者を選択してもらい、テキスト形式で提供する。」としております。これにつきまして

でも、参考資料4をご覧ください。データ項目の目録例でございます。このような形で申請者に選択していただくことを想定しております。ポイントに「オーダーメイドへの対応（申請者の希望によりデータを加工して提供）」と書いてあるのですが、これについては今後の課題かなということで記載させていただきました。次の「(5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係」でございます。論点9「県民健康調査データの第三者への提供又はデータを利用する研究について、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係はどうなっているのか。」です。倫理指針につきましては、記載されているとおり、人（情報を含む）を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めたものでございます。これに対する事務局案として①、②、③は二つに分けています。①は全体ですが、データを提供する場合とデータを利用する場合、それぞれにおいて倫理指針が適用されるとしております。②以下は倫理指針に書いてある倫理審査委員会を通す必要があるかどうかについてデータを提供する場合とデータを利用する場合に分けて整理しております。②は、提供する場合については通す必要がないということです。③は利用する場合ですが、県で利用する場合は委託先である県立医大の倫理審査委員会を予め通すこと、更に第三者に提供する場合につきましては、その研究者が所属する研究機関等の倫理審査委員会を申請する前に予め通す必要があるとしております。以上でございます。

津金昌一郎 部会長

ありがとうございました。今のことに関して御質問ございますでしょうか。データ形式に関しては、オーダーメイド対応ということでリクエストに応じると。ただそのリクエストに応じた結果として個人の特定性等が懸念された場合は、審査によってそういうことはしないようにするというようなことかと思えます。それから人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係なのですけれども、匿名化するデータを提供する側の県とかは、倫理審査委員会は不要であろうということと、それから提供を受けて研究を実施する側は、それぞれの研究機関における研究計画を立案し、倫理審査を受けるというのは、これは人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に示されておりますので、それがアメリカの場合は必ずしもそれは匿名化する場合はいらないのですけれども、日本の場合はそれは必要とされており、研究機関が個々の研究をきちんと管理しなさいというようなことがこの指針の主旨でもありますので、そういうような形で必ず倫理審査を通していただくということで、それでよろしいのではないかと思いますけれども、何かありますでしょうか。

塩谷弘康 部会員

一点伺いたいのですが。第三者が利用する場合ですけれども、実際の研究というのは個人というよりは複数の研究機関で共同研究するケースがかなりあるのかなと思えますが、その場合にはその研究代表者の所属する研究機関の倫理審査委員会ということの理解でよろしいのか、あるいは複数いればその複数の倫理審査委員会という主旨なのか、その辺いかがでしょうか。

津金昌一郎 部会長

それはですね、複数のそれぞれの研究者が所属する倫理審査委員会に同じ共通の研究計画を出すというのが一つです。今度のこの指針においては一括審査というようなことでできて、一つの研究計画を一つの研究代表者のいる研究機関で審査すると。その代わり共同研究する研究者は、その研究機関の長がその審査を委託するという形で委託審査というようなことと二種類あると思います。いずれの場合も、その参加する研究者は所属する機関の倫理審査を通すということは今の指針においては求められています。他に、よろしいですかね。あのちょっと部会長の不手際で本来はもう少しデータの提供先について、本日ここまで議論したいと思っていたのですが、もうちょっと時間になってしまいましたので、これは次回検討資料とさせていただきたいというふうに考えています。

最後に議事（3）その他ですが、その他として部会員の皆様何かありますでしょうか。もしなければ、事務局の方から何かありますでしょうか。

本多智洋 県民健康調査課主幹兼副課長

事務局の方から次回の日程についてでございます。次回の検討部会の日程でございますけれども、7月下旬から8月上旬に開催したいと考えております。部会員の皆様方の御都合をお聞きしまして会場等を調整した上、正式に決まりましたら改めてお知らせしたいと考えております。以上でございます。

津金昌一郎 部会長

どうもありがとうございました。本日はこれでお終いにしたいと思います。長い間ありがとうございました。

本多智洋 県民健康調査課主幹兼副課長

以上をもちまして、第1回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。